（重要な事項の変更から除外されるもの等）

**第九条の二**　令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があった株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（次項第一号において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2　令第十四条の七の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　株券等の保有者若しくはその共同保有者の氏名若しくは名称若しくは住所若しくは所在地又は当該保有者若しくは共同保有者が法人である場合におけるその代表者の変更であって、当該変更の内容が国内においてインターネットの利用その他の方法により周知されているもの

三　第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更

3　令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者）

**第十一条**　法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引業者、銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

［二～四　略］

（保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合）

**第十三条**　法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　金融商品取引業者等が株券等の取得（共同保有者による取得を含む。以下この号において同じ。）の後における当該金融商品取引業者等が保有する株券等に係る株券等保有割合が百分の十を超えることとなる株券等の取得を行う目的を有する場合

（重要な事項の変更から除外されるもの等）

**第九条の二**　令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があった株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（以下この条において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更（前号に掲げるものを除く。）

3　令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　新株予約権付社債券

二　新株予約権証券

三　外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四　新投資口予約権証券等

（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者）

**第十一条**　［同上］

一　金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

［二～四　同上］

（保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合）

**第十三条**　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］